

会議名 令和元年度第1回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

開催日	令和元年12月4日	会議時間	開会 AM・PM 2:00
			閉会 AM・PM 3:00
会議場所	ニセコ町役場 議員控室	記録者	保健福祉課保険医療係係長 谷井彩乃
出席者	審議会委員：佐竹委員・久保委員・桑添委員・折内委員・佐々木委員 ニセコ町役場：林副町長（挨拶・諮問のみ）・桜井保健福祉課長・鈴木税務係長・谷井 保険医療係長・長谷部医療係主事		
欠席者	平松委員		

会議日程

- (1) 開会（進行：桜井課長）
- (2) 委嘱状交付
- (3) 副町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (4) 会長選出（事務局推薦）
- (5) 会長挨拶（佐竹会長）
- (6) 議事（谷井係長より議案及び資料等説明）
- (7) 質疑（下記参照）
- (8) まとめ（諮問どおり承認）

1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

1 現状

- ① 国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっておりました。国民健康保険の財政運営が都道府県化される平成30年度を目標に、必要な税率に段階的に改正する計画を立て、保険税の引き上げを行ってきました。平成30年度より、北海道の方針に沿い賦課方式を4方式から3方式へ移行するため、資産割を1/3ずつ段階的に逡減しています。令和元年度も前年度に引き続き資産割を1/3逡減し、安定的な国保財政運営のため後期高齢者支援金分については税率を引き上げ賦課しています。
- ② 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に可決され、国民健康保険改革に関し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしています。あわせて、将来的な保険税負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険税を提示します。仮算定結果が北海道から公表されましたが、今後、確定係数を使用しての算定をもって決定となります。市町村は、都道府県の示す標準保険税率を参考に実際の算定方式や保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。

2 今後の国民健康保険税の考え方

北海道から標準保険税率（納付金額）が示されましたが、不確定要素も大きい  
ため、北海道や後志広域連合、ニセコ町国民健康保険の状況から総合的に判断し  
ます。令和2年度国民健康保険税率については、3方式へ完全移行する方針で税  
率改正をすすめてきましたが、納付金額とニセコ町の収支推計を鑑みて、資産割  
廃止は難しいと判断しました。資産割は据え置き、北海道の示す応能割と応益割  
を見据えたうえ、支援金分・介護分の税率を引き上げます。

今後もニセコ町の経済、生活実態を注視しつつ、弱者の方へ配意をしながら被  
保険者世帯への影響がゆるやかになるよう実施するという方針のもと、三方式へ  
の移行と応能：応益割合の見直しにより公平な費用負担となるよう検討してい  
きます。

【諮問事項】 令和2年度国民健康保険税率の条例本則税率は後期高齢者支援金課税分の所得割率及び均等割額、平等割額を引き上げる。

介護保険分の所得割率を引き上げる。

＜基礎課税分＞

所得割 8.3% 資産割 21.6% 均等割 22千円 平等割 28.5千円

＜後期高齢者支援金等課税分＞

所得割 2.7% 資産割 5.3% 均等割 7.4千円 平等割 7.4千円

＜介護納付金課税分＞

所得割 2.5% 資産割 1.1% 均等割 9.7千円 平等割 9.7千円

【質疑】

委員 国保都道府県化は平成30年度から始まったばかりで見通しがまだ不透明な部分があるが、北海道の見込みの甘さを感じる。道に対し、小規模町村の情勢を見据え考えてもらいたいと伝えるべき。

また、来年度もプラス3万円の課税限度額改正の動きがあるとのことだが、もう決まっていることなのか？

⇒まだ国では法案が可決しておらず決定事項ではないが、国保新聞にも限度額改正の動きがあることは既に出ている。法案可決された場合、国に準拠しニセコ町も限度額改正を行いたい。

委員 なぜ北海道に多額の納付金を納付する必要があるのか？

⇒今まではニセコ町でかかった医療費総額に対して税を集める計算をしていたが、平成30年度から始まった国保都道府県化により北海道全体で出た医療費総額を北海道全体で負担することになっている。平成30年度の胆振東部地震で被災した町村分等の赤字が出た部分に関しては、北海道全体で賄わなくてはならない。また、令和2年度におおむね団塊の世代が70歳へ移行することから、給付費の上昇が見込まれ、納付金が上がる傾向にある。

委員 このままいくと基金は2～3年で底をつく。税率の値上げは致し方ないと思うが、やはり高いと感じる。

⇒ニセコ町の国保を支えている大部分は農業従事者の方。社会保険加入対象者の拡大により、冬季にスキー場等のアルバイトをして、社会保険へ移行していくケースが多い。国保税を負担できる能力のある層の人数が社会保険の制度改正によって減っていることも、税率が上がってしまう要因のひとつと考えられる。

委員 今回の諮問では、被保険者への影響がなるべく少ない上げ幅のものであるため、このまま答申するのが良いと感じる。今後は医療費抑制のために、特定健診受診率向上施策、大病になる前の早期発見・早期治療につなげられるよう、予防へ力を入れていくべき。

会長 以上、現状や今後の状況からみて、令和2年度については、諮問のとおり後期高齢者支援金分の所得割率・均等割額・平等割額及び介護保険分の所得割率の引き上げについて了承という意見でよろしいか。

各委員 はい。

以上